

令和2年度 山梨県環境保全審議会廃棄物部会（第1回）次第

日 時 令和2年8月27日（木）
14:00～16:00
場 所 山梨県庁防災新館 303会議室

1 開 会

2 開会あいさつ

3 廃棄物部会長あいさつ

4 議 事

第4次山梨県廃棄物総合計画策定にあたる論点整理

- ・第4次山梨県廃棄物総合計画の策定について
- ・廃棄物処理の現状と今後の取り組むべき方向性について

5 閉 会

山梨県環境保全審議会廃棄物部会委員名簿

	氏 名	所 属 等
1	平山 公明	放送大学山梨学習センター 所長
2	山下 政樹	山梨県市長会 理事 (笛吹市長)
3	岸 いず美	緑育研究会 代表
4	島崎 洋一	山梨大学 准教授
5	鈴木 孝子	山梨県女性団体協議会 副会長
6	永井 寛子	認定NPO法人スペースふう 理事長
7	伊藤 智基	山梨県立大学 准教授
8	梅原 隆子	生活協同組合パルシステム山梨 理事長
9	東原 記守	一般社団法人 山梨県産業資源循環協会 会長
10	藤波 博	公益財団法人 廃棄物・3R研究財団 調査部長

I 第4次山梨県廃棄物総合計画の策定について

1 趣旨

県では平成17年に廃棄物等の発生抑制、循環的利用及び適正処理について盛り込んだ「山梨県生活環境の保全に関する条例」を制定し、これを踏まえ循環型社会の形成に向けて、平成18年2月に山梨県廃棄物総合計画を策定した。この計画に基づき進めてきた取組を一層強化するため、平成28年度に「第3次山梨県廃棄物総合計画（以下「第3次計画」という。）」を策定した。

第3次計画では、平成25年度を基準年とし、平成28年度から令和2年度までの5年間の廃棄物の排出量や再生利用等の数値目標を掲げるとともに、頻発する大規模災害に対応するため、災害廃棄物対策等の取組を強化していくこととした。

これまで、環境に対する意識の向上や各主体のリサイクルの推進などにより、ごみ排出量は減少傾向にあるが、本県の循環型社会の強固な構築へ向け、引き続き、社会経済情勢の変化を見据えつつ廃棄物対策を総合的かつ計画的に推進する必要がある。そのため、令和2年度が計画期間の最終年度となる第3次計画を見直し、令和3年度から令和7年度の5年間の計画期間とした「第4次山梨県廃棄物総合計画」を策定していく。

2 計画の位置づけ ※法律や上位計画との関連図は「別紙1」参照

- ・本計画は廃棄物の処理に係る国の方針に則して策定し、上位計画である「山梨県環境基本計画」で目指す「環境負荷の少ない循環型の地域社会づくり」を推進するものである。
- ・廃棄物の処理及び清掃に関する法律第5条の5と山梨県生活環境の保全に関する条例第61条に規定する法定計画である。

3 計画の概要

(1) 計画の期間

令和3年度～令和7年度まで（5年間）

(2) 廃棄物の現状と今後取り組む方向

- ①一般廃棄物 ②産業廃棄物 ③廃棄物不法投棄対策

(3) 計画の目標数値

- ① 一般廃棄物、産業廃棄物
- ・排出量、再生利用率、最終処分量
 - ・数値目標は平成30年度を基準年とし、令和7年度を目標年とする
- ② 県民、事業者、行政の取り組むべき具体的事項、目標

(4) 推進施策

各主体（県民、事業者、行政）ごとに、廃棄物の発生抑制等を推進するための役割と取り組むべき事項について現施策を見直すとともに、目標に向けて新たな施策を記載。

(5) 計画の進行管理

毎年度、環境保全審議会に計画の進捗状況を報告する中で、計画の進行管理を行う。

4 策定方法

環境保全審議会廃棄物部会の意見を踏まえ素案を作成し、市町村の意見を求めパブリックコメントを行った上で、庁議にて策定する。

5 策定スケジュール

時 期	内 容
令和2年 8月27日	第1回廃棄物部会（論点整理）
8月下旬	庁内会議（次期施策調査）
10月下旬	第2回廃棄物部会（基本方針、目標数値設定等の検討）
10月下旬	素案作成開始
12月中旬	第3回廃棄物部会（素案に対する検討）
12月中旬	環境保全審議会（素案審議）
12月中旬	素案に対して庁内・市町村へ意見照会
令和3年 1月中旬	素案パブリックコメント
2月上旬	素案の最終調整
2月下旬	庁議（新計画の策定）・公表

II 廃棄物処理の現状と今後の取り組むべき方向性

目次

一般廃棄物

1-1. 一般廃棄物（ごみ）の現状と今後の取り組むべき方向性

- (1) 一般廃棄物処理の現状
- (2) 一般廃棄物（ごみ）の第3次山梨県廃棄物総合計画の目標に対する実績及び要因分析
- (3) 一般廃棄物（ごみ）の今後の取り組むべき方向性

1-2 一般廃棄物（し尿）の現状と課題

- (1) 一般廃棄物（し尿）処理の現状
- (2) 一般廃棄物（し尿）処理の今後の方向性

産業廃棄物

2. 産業廃棄物の現状と今後の取り組むべき方向性

- (1) 産業廃棄物処理の現状
- (2) 産業廃棄物の第3次山梨県廃棄物総合計画の目標に対する実績及び要因分析
- (3) 産業廃棄物の今後の取り組むべき方向性

廃棄物不法投棄

3. 廃棄物不法投棄の現状と今後の取り組むべき方向性

- (1) 廃棄物不法投棄の現状
- (2) 廃棄物不法投棄の今後の取り組むべき方向性

1-1. 一般廃棄物（ごみ）の現状と今後の取り組むべき方向性

(1) 一般廃棄物処理の現状

① 総排出量等

令和元年度に実施した一般廃棄物処理事業実態調査によると、ごみの排出量は平成25年度の310,438トンから平成30年度の299,168トンへと3.6%減少している。内訳としては、市町村が行う収集運搬量が3.4%減少し、市民あるいは事業者が処理施設に直接搬入した直接搬入量が5.6%増加している。また、市町村による用具の貸出、補助金の交付等で市町村登録された住民団体等によって回収された集団回収量については30%の大幅減少となっている。

	平成25年度		平成30年度		増減率
	量	割合	量	割合	
収集運搬量	271,058 t	87.3%	261,728 t	87.5%	-3.4
直接搬入量	27,707 t	8.9%	29,266 t	9.8%	5.6
集団回収量	11,673 t	3.8%	8,174 t	2.7%	-30.0
総排出量合計	310,438 t	100%	299,168 t	100%	-3.6

② 生活系、事業系ごみの推移

生活系ごみと事業系ごみの全体に占める割合については、平成25年度と比べるとほぼ同水準となっている。生活系ごみが平成25年度に対して3.9%減少している一方、景気との相関関係が高い事業系ごみは0.5%微増している。

	平成25年度		平成30年度		増減率
	量	割合	量	割合	
生活系ごみ	212,783 t	71.2%	204,553 t	70.3%	-3.9
事業系ごみ	85,982 t	28.8%	86,441 t	29.7%	0.5
合計	298,765 t	100%	290,994 t	100%	-2.6

③ 1人1日当たりの家庭から排出されるごみの量

1人1日当たりの家庭から排出されるごみの量は、平成25年度と比べほぼ横ばいであるのに対し、全国平均値は減少しておりその差は拡大している。その要因としては、生活系ごみの資源化率が全国と比べて低いという点があげられる。

	平成25年度	平成30年度	増減率
本県	589g	590g	0.2
全国平均	527g	505g	-4.2

④ 一般廃棄物（ごみ）の処理状況

総排出量は前述のとおり、排出抑制が進んでいる。再生利用率は16.6%から17.0%へ上昇し改善がみられる。その結果、最終処分量は、平成25年度の31,384トンから平成30年度の19,626トンと大幅に減少（-37.4%）した。

	平成25年度	平成30年度	増減率
排出量	310,438 t	299,168 t	-3.6
再生利用率（再生利用量）	16.6% (51,940 t)	17.0% (50,897 t)	0.4P
最終処分量	31,384 t	19,626 t	-37.4

⑤ 収集運搬量の種類別の推移

収集ごみに対する分別区分ごとの量は可燃ごみが221,206トンで収集ごみの84.5%を占めており、平成25年度の225,915トンに比べ4,709トン（-2.1%）減少している。また、資源ごみも3,067トン（-10.8%）減少しており、両者の減少量が全体の減少量の8割以上を占めている。

分別区分	平成25年度		平成30年度		増減量	増減率
可燃ごみ	225,915 t	83.3%	221,206 t	84.5%	-4,709t	-2.1
不燃ごみ	12,978 t	4.8%	11,587 t	4.4%	-1,391t	-10.7
資源ごみ	28,334 t	10.5%	25,267 t	9.7%	-3,067t	-10.8
粗大ごみ	3,750 t	1.4%	3,425 t	1.3%	-325t	-8.7
その他	81 t	0%	243 t	0.1%	+162t	300.0
収集運搬量計	271,058 t	100%	261,728 t	100%	-9,330t	

⑥ 資源化量の状況

市町村収集による直接資源化量と住民団体による集団回収量は平成25年度と比較すると、それぞれ-30.1%・-30.0%と低下している。これは、高齢化による集団回収活動の低下や、統計に反映されていないスーパー等による資源ごみの店頭回収の拡大が要因と推測される。また、焼却灰の熔融スラグ化により中間処理における資源化量は増加しており、処理施設におけるリサイクルの取組が進んでいる。

	平成25年度		平成30年度		増減率
直接資源化量	11,195 t	21.5%	7,825 t	15.4%	-30.1
集団回収量	11,673 t	22.5%	8,174 t	16.1%	-30.0
中間処理における資源化	29,072 t	56.0%	34,898 t	68.5%	20.0
資源化量合計	51,940 t	100%	50,897 t	100%	-2.0

⑦ ごみ焼却施設におけるごみの種類別組成

ごみ焼却施設におけるごみの組成については、厨芥類の減少が目立っている。食品ロスへの取組や生ごみの分別・水切り処理が進んでいると考えられる。

ごみの組成種類	平成 25 年度	平成 30 年度	増減
紙・布類	43.4%	45.6%	2.2P
ビニール類	24.6%	27.8%	3.2P
木・竹類	5.4%	6.8%	1.4P
厨芥類	18.8%	12.5%	-6.3P
不燃物類	3.0%	2.2%	-0.8P
その他	5.0%	5.0%	±0P

⑧ 1人当たりのごみ処理経費

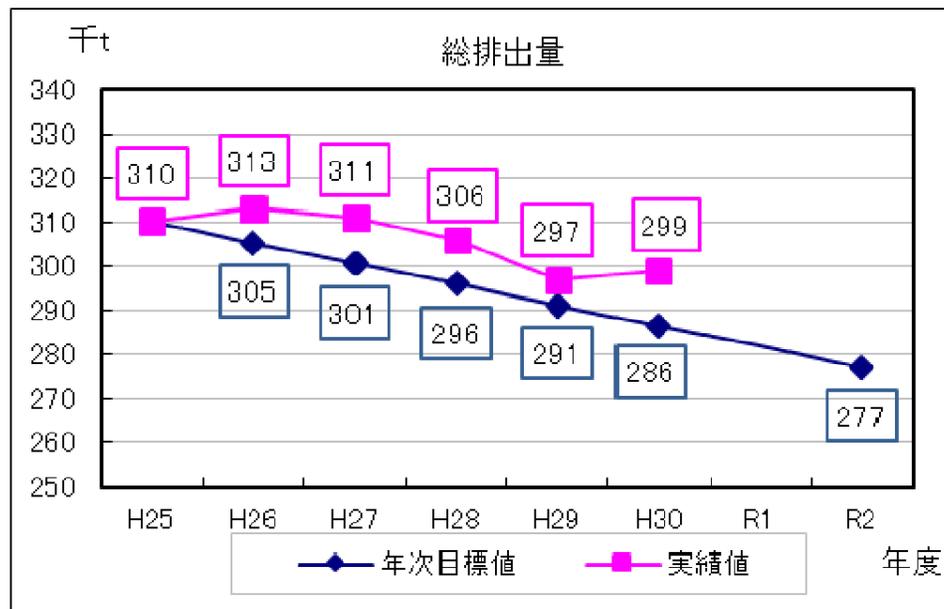
1人当たりのごみ処理経費については、施設の維持管理費用の低減により、平成25年度に比べ減少した。

	平成 25 年度	平成 30 年度
1人当たりのごみ処理経費	12,410 円	11,726 円

(2) 一般廃棄物（ごみ）の第3次山梨県廃棄物総合計画の目標に対する実績及び要因分析

① ごみの総排出量

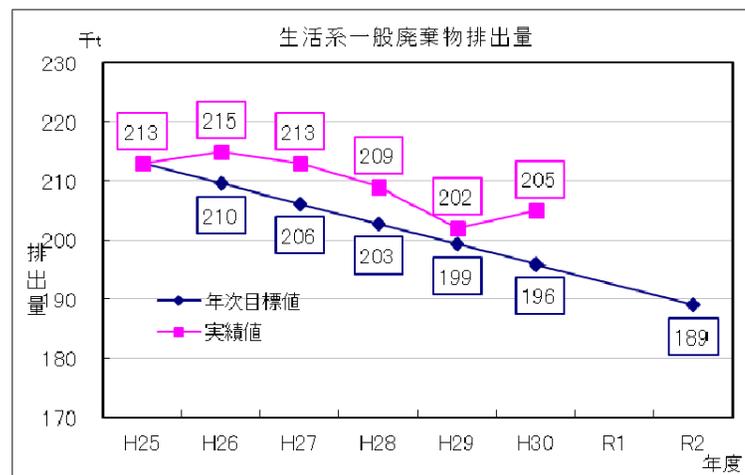
一般廃棄物（ごみ）排出量（生活系ごみ+事業系ごみ）



一般廃棄物（ごみ）排出量については、目標には届いていないものの、基準年である平成25年度と比較すると、抑制が進んできている。

生活系ごみの排出量は、市町村による指定ごみ袋制度の導入や、マイバックの利用推進など事業者・消費者・行政が連携した環境に関する啓発活動などが行われるなか抑制が進んでいる。また、県内人口の減少や、高齢化等による地域の集団回収活動の低下や中古品売買市場の拡大という社会経済構造の変化も排出量の減少要因と推測される。

事業系ごみの排出量は、定期的な搬入検査の実施等により、排出削減を図っているが、景気の動向に左右されることが多く、富士山周辺等の観光地を有する山梨県においては、海外を含む観光客数の増加とともに、事業系のごみの排出量が増加するという傾向にある。



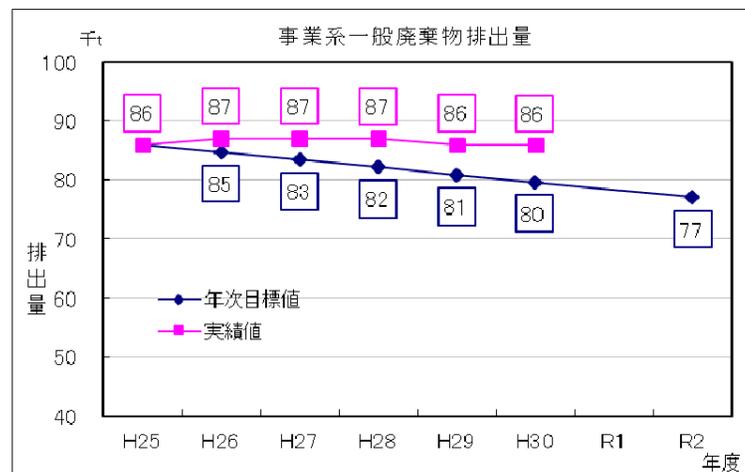
生活系ごみ

○増加している主な原因

- ・少人数世帯の増加によるものと推測

○減少している主な原因

- ・市町村による指定ごみ袋制度の導入やマイバック等の利用によるレジ袋削減
- ・県内の人口減少や高齢化等による集団回収活動の低下によるものと推測
- ・中古品売買市場の拡大によるものと推測



事業系ごみ

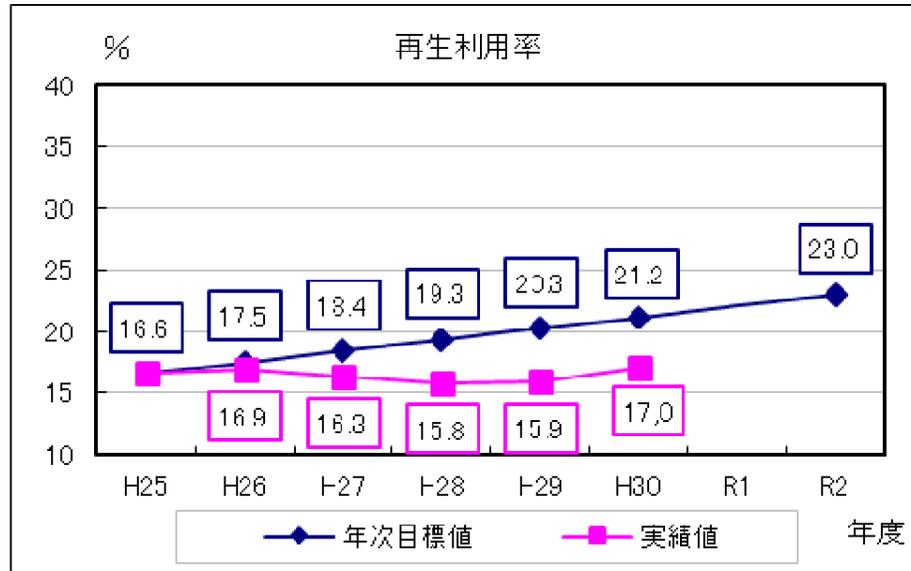
○増加している主な原因

- ・観光客の増加

○減少している主な原因

- ・定期的な搬入検査の実施による分別管理の徹底
- ・多量排出事業者に対する減量化計画書の提出の義務づけ

② ごみの再生利用率の向上



一般廃棄物（ごみ）の再生利用率は、目標値を下回り推移している。平成30年度の大きな改善は、甲府・峡東地域を管轄する甲府・峡東クリーンセンターで最終処分として埋め立てていた焼却灰を溶融スラグ化し、資源として使用する取り組みが本格化したことによる。しかし、高齢化の進展による集団回収活動の低下やスーパーの店頭回収量が統計へ未反映などの要因が再生利用率を引き下げていると考えられる。

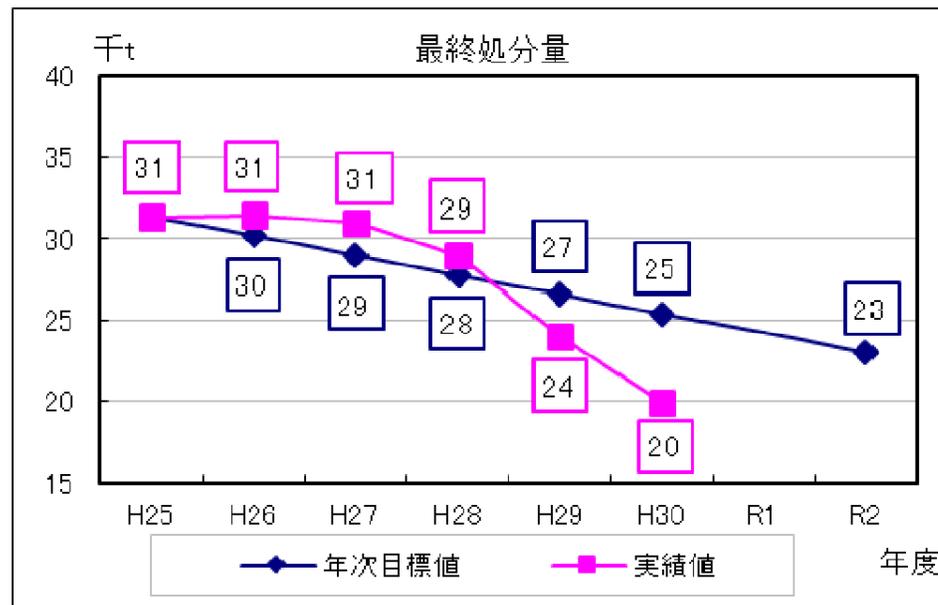
○低下している主な原因

- ・高齢化の進展による集団回収量の減少
- ・スーパー等による資源ごみの店頭回収量が統計へ未反映

○上昇している主な原因

- ・一部の地域での焼却灰の溶融スラグ化

③ ごみの最終処分量の削減



最終処分量は、平成28年度までは目標値に届かなかったが、平成29年度から甲府・峡東クリーンセンターによる焼却灰のスラグ化が開始されたことにより、従来は埋め立てられていた焼却灰が圧縮または再生利用されることとなり、平成29、30年度は目標値を大幅に達成する結果となった。

○減少している主な原因

- ・焼却灰の溶融スラグ化

(3) 一般廃棄物（ごみ）の今後の取り組むべき方向性

排出量は抑制傾向にあるが、1人1日当たりの家庭から排出されるごみの量(590g)は、全国平均値(505g)と比較すると多く、更なる抑制の余地がある。再生利用率は、新たな処理施設の稼働(甲府・峡東クリーンセンター)より、大きな底上げが確認できたが、年次目標の達成には至っていない。最終処分量は、排出抑制と再生利用率の向上が図られれば、必然的に削減できる。このことから、排出量の削減と再生利用率の向上という目標は引き続き推進する必要があり、今後の取り組むべき方向は次のとおりと考える。

- ・ 排出抑制の取組の継続と推進
- ・ 再生利用率の向上と最終処分量の削減の継続的な推進

また、近年多発する大規模災害に対応するため、災害発生時の災害廃棄物処理等の応急対策や復旧対策についても取り組む必要があると考える。

《上記方向性を踏まえ具体的に考えられる対応》

① ごみの総排出量の抑制

県民

- ・ 食材の使い切りや、過度な鮮度志向の抑制等による食品ロスの削減
- ・ マイバッグ及びマイボトル等の利用、詰替製品、簡易包装、リユースびんの選択等による容器包装の削減
- ・ 中古品の積極的活用

事業者

- ・ 情報化の進展を踏まえた投資を積極的に行い、無駄な天然資源の投入や廃棄物の発生を抑制
- ・ 使用済み物品や部品等の繰り返し使用

行政

- ・ 指定ごみ袋制度の導入
- ・ 環境教育、環境学習の実施等により、更なる排出抑制へ向けた土壌を醸成

② 再生利用率の向上

県民

- ・ ごみ排出の際の資源分別の促進
- ・ リサイクル品の積極的な購入

事業者

- ・ 再利用や分別可能な製品の開発

行政

- ・ 分別収集対象品目の拡充
- ・ ごみ収集手数料の有料化の検討
- ・ ごみ処理施設広域化計画の推進

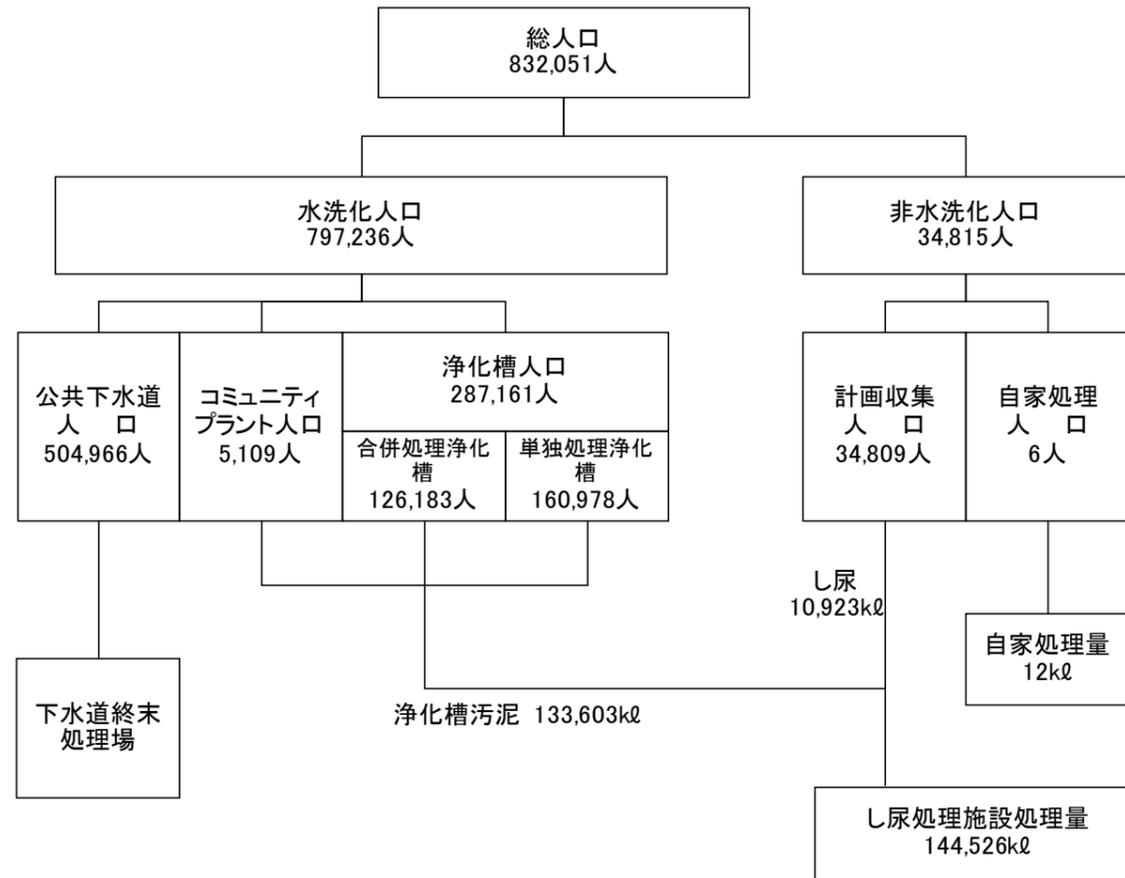
③ 災害廃棄物の処理

- ・各市町村の災害廃棄物処理計画策定や地域防災計画の見直しへの支援
- ・災害廃棄物の適正な処理を確保するために必要な体制の整備
- ・関係する各主体との連携強化

1-2 一般廃棄物（し尿）の現状と課題

(1) 一般廃棄物（し尿）処理の現状

① し尿処理のフロー



② し尿の処理状況

平成30年度の水洗化率は95.8%であり、平成25年度と比べ2.8P上昇した。水洗化人口のうち、下水道人口は504,966人（60.7%）であり、平成25年度の480,404人（55.7%）と比べると増加している。

し尿処理施設で処理された浄化槽汚泥やし尿は144,526kℓであり、平成25年度の150,779kℓと比べると、人口減少や下水道処理への移行により減少している。

し尿の処理状況	平成25年度	平成30年度	増減
水洗化人口（水洗化率）	801,516人(93.0%)	797,236人(95.8%)	2.8P（水洗化率）
非水洗化人口（非水洗化率）	60,606人(7.0%)	34,815人(4.2%)	-2.8P(非水洗化率)
し尿処理施設処理量	150,779kℓ	144,526kℓ	-4.1%

(2) 一般廃棄物（し尿）処理の今後の方向性

- ・水洗化率の向上と公共下水道施設やし尿処理施設の適正な管理

2. 産業廃棄物の現状と今後の取り組むべき方向性

(1) 産業廃棄物処理の現状

① 種類別排出量等

令和元年度に実施した山梨県産業廃棄物実態調査（平成30年度実績）の結果によると、総排出量は1,698千トンであり、平成25年度と比較すると約6.9%減少している。産業廃棄物の排出量は、経済状況に左右されるところが大きいが、多量排出事業者による産業廃棄物減量等の計画の実施など、各事業所において産業廃棄物の排出抑制への取り組みがなされてきたこともある。

種類別では、汚泥が868千トン（総排出量の51.1%）で最も多く、以下、がれき類、家畜ふん尿となっている。平成25年度と比較すると、廃プラスチック、ガラコン陶等は増加しており、その他は減少している。

種類	平成25年度		平成30年度		伸び率
	排出量(千t)	割合(%)	排出量(千t)	割合(%)	
汚泥	904	49.6%	868	51.1%	-4.0
がれき類	493	27.0%	377	22.2%	-23.5
家畜ふん尿	213	11.7%	192	11.3%	-9.9
金属くず	16	0.9%	16	1.0%	0
廃プラスチック類	39	2.1%	53	3.1%	35.9
紙くず	6	0.3%	2	0.1%	-66.7
ガラコン陶	31	1.7%	83	4.9%	167.7
その他	122	6.7%	107	6.3%	-12.3
合計	1,824	100.0%	1,698	100.0%	-6.9

② 業種別排出量等

業種別の排出量については、建設業が509千トン（総排出量の30.0%）で最も多く、以下、上下水道業、鉱業となっている。平成25年度と比較すると、製造業で約7%、排出量が増加した一方、それ以外の業種では減少しており、鉱業で約18%、農業で約9%減少している。

業種	平成25年度		平成30年度		伸び率
	排出量(千t)	割合(%)	排出量(千t)	割合(%)	
鉱業	332	18.2%	272	16.0%	-18.1
建設業	545	29.9%	509	30.0%	-6.6
農業	213	11.7%	193	11.4%	-9.4
上下水道業	467	25.6%	461	27.1%	-1.3
製造業	231	12.6%	247	14.6%	7.0
その他	36	2.0%	16	0.9%	-55.6
合計	1,824	100.0%	1,698	100.0%	-6.9

③ 産業廃棄物の処理状況

産業廃棄物の処理状況は、最終的に1,040千トン(61%)が再生利用され、636千トン(37%)が減量化され、21千トン(1%)が最終処分された。再生利用率が増加したのは、鉱業の中でも特に砂利採取業者から排出される汚泥の自ら利用が進んだことによると推測する。最終処分量についても、鉱業汚泥の再生利用が進んだことに伴い減少したと推測する。

	平成25年度	平成30年度	伸び率
排出量	1,824千t	1,698千t	-6.9
再生利用率(再生利用量)	55% (1,006千t)	61% (1,040千t)	3.4 (再生利用量)
最終処分量	154千t	21千t	-86.4

④ 産業廃棄物の再生利用率(種類別)

産業廃棄物の種類別の再生利用率は、平成25年度から引き続き、金属くず、紙くずはほぼ全量、がれき類、家畜ふん尿は90%を超える高い割合となっている。汚泥の再生利用率が低いのは、排出量(時)の含水率が高いためである。なお、減量化後の汚泥の再生利用率は、平成25年度は51.5%、平成30年度は98.3%となる。

	平成25年度		平成30年度		再生利用量の 伸び率(%)
	再生利用量(千t)	再生利用率(%)	再生利用量(千t)	再生利用率(%)	
汚泥	152	16.8	283	32.6	86.2
がれき類	488	99.0	371	98.4	-24.0
家畜ふん尿	202	94.8	183	95.5	-9.4
金属くず	16	100.0	16	100.0	0.0
廃プラスチック類	27	71.1	36	67.9	33.3
紙くず	6	100.0	2	100.0	-66.7
ガラコン陶	28	90.3	80	96.4	185.7
その他	87	—	69	—	—

⑤ 産業廃棄物の再生利用率(業種別)

業種別の再生利用率について、建設業は建設リサイクル法の浸透により、高い割合で推移していると考えられる。

農業は、排出量の大部分を占める家畜ふん尿の大部分が堆肥化されるため、再生利用率は高い。鉱業、上下水道業からの排出は、大部分が汚泥である。これらの汚泥は、減量化、ほぼ全量が再生利用される。製造業は、排出量が増加した一方、再生利用率は減少した。

業種	平成25年度		平成30年度		再生利用量の 伸び率(%)
	再生利用量(千t)	再生利用率(%)	再生利用量(千t)	再生利用率(%)	
鉱業	69	20.8	210	77.2	304.3
建設業	527	96.7	480	94.3	-8.9
農業	202	94.8	184	95.5	-8.9
上下水道業	38	8.1	30	6.5	-21.1
製造業	146	63.2	128	51.8	-12.3
その他	24	68.6	8	50.0	-66.7

⑥ 産業廃棄物の最終処分量（種類別）

平成30年度の最終処分量は21千トンであり、平成25年度と比較すると、133千トンの減少となった。

種類別では、汚泥の最終処分量が減少したのは、鉱業において再生利用が進んだことによると推測する。廃プラスチック類については、廃プラスチック類の輸出規制により、国内処理量が増加したことに伴い、最終処分量が増加したと推測される。

種類	平成25年度		平成30年度		伸び率
	千t	割合	千t	割合	
汚泥	141	91.6%	2	9.5%	-98.6
がれき類	5	3.3%	7	33.3%	40.0
家畜ふん尿	0	—	0	—	—
金属くず	0	—	0	—	—
廃プラスチック類	2	1.3%	6	28.6%	200.0
紙くず	0	—	0	—	—
ガラコン陶	3	1.9%	3	14.3%	0.0
その他	3	1.9%	3	14.3%	0.0
合計	154	100.0%	21	100.0%	-86.4

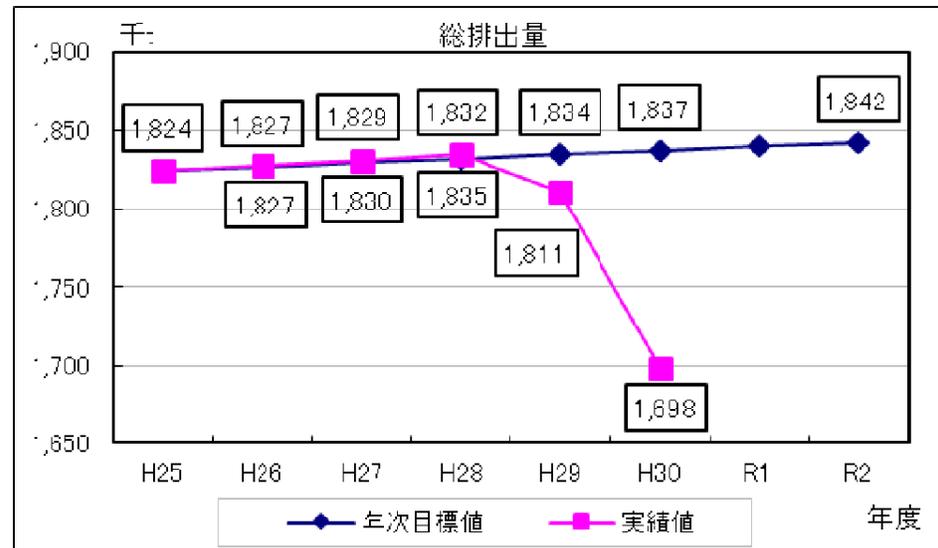
⑦ 産業廃棄物の最終処分量（業種別）

業種別では、鉱業の再生利用量の増加に伴い減少し、建設業は廃プラスチック類の輸出規制により、国内処理量が増加したことに伴い増加したと推測される。

業種	平成25年度		平成30年度		伸び率
	千t	割合	千t	割合	
鉱業	136	88.3%	0	—	-100.0
建設業	7	4.5%	14	66.7%	100.0
農業	0	—	0	—	—
上下水道業	1	0.6%	0	—	-100.0
製造業	8	5.2%	6	28.6%	-25.0
その他	2	1.4%	1	4.7%	-50.0
合計	154	100.0%	21	100.0%	-86.4

(2) 産業廃棄物の第3次山梨県廃棄物総合計画の目標に対する実績及び要因分析

①総排出量の抑制



産業廃棄物の排出量については、製造業が増加した一方、公共事業の減少に伴う建設業及び建設骨材を生産する鉱業からの排出量が減少し、基準年より減少した。

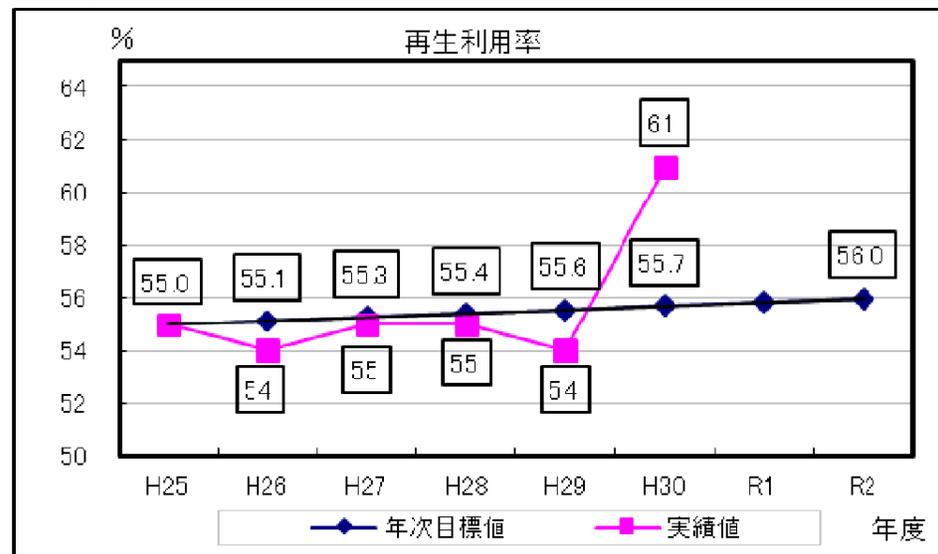
○増加している主な原因

- ・製造業
従業者数の増加や製造品出荷額等の増加によるものと推測する。

○減少している主な原因

- ・建設業、鉱業
公共事業の減少に伴い、建設業及び建設骨材を生産する鉱業からの排出量が減少したと推測する。

②再生利用率の向上

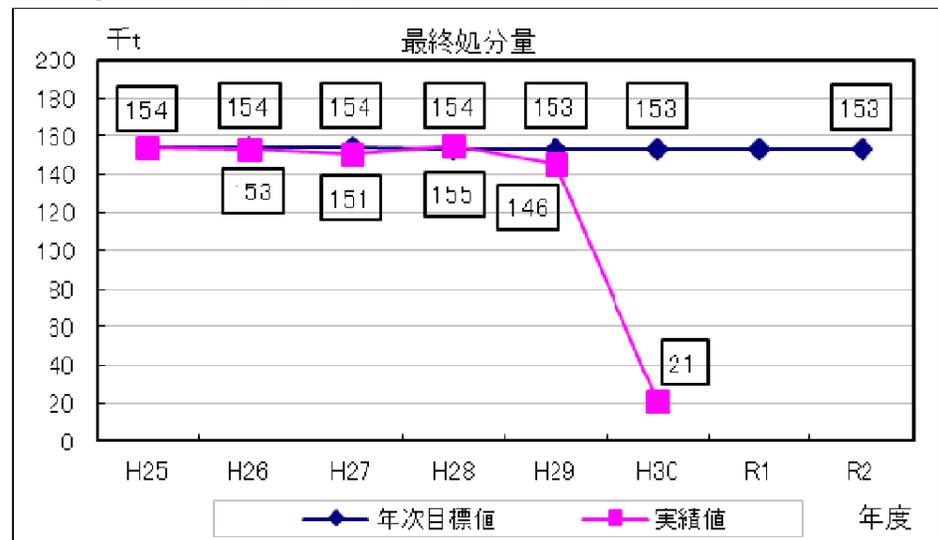


産業廃棄物の再生利用率については、鉱業の中でも砂利採取業者において排出された汚泥が最終処分されずに自ら利用が進んだことから、基準年より上昇し、年次目標を上回ったと推測する。

○増加している主な原因

- ・廃棄物全体の排出量の約2割を鉱業が占めており、鉱業の中でも砂利採取業者から排出される汚泥はこれまで最終処分されていたが、全て再生利用に転じていた。平成21～22年度に県が砂利採取業者を対象に汚泥の再生利用に係る講習会を行っており、そうしたことも一因となって、排出事業者が自ら利用するケースが拡大したのではないかと推測している。

③最終処分量の削減



産業廃棄物の最終処分量については、鉱業の中でも砂利採取業者において排出された汚泥が最終処分されずに自ら利用が進んだことから、基準年より減少し、年次目標を上回ったと推測する。

○増加している主な原因

- ・建設業において、廃プラスチック類の輸出規制により、国内処理量が増加したことに伴い最終処分量が増加したと推測する。

○減少している主な原因

- ・「②再生利用率の向上」における「増加している主な原因」欄の内容と同様。

(3) 産業廃棄物の今後の取り組むべき方向性

排出量については、全国ではなだらかな減少傾向にあり、本県でも平成25年度（基準年）の1,824千トンから平成30年度の1,698千トンと7%減少し、年次目標を達成しており、また、再生利用率及び最終処分量も年次目標を達成している。

このように、排出事業者・処理業者の努力により、全ての項目で年次目標を達成しているが、産業廃棄物は、経済状況等の社会的要因により産業毎の排出量が大きく左右されることから、そうした状況等に注視しつつ、排出抑制や再生利用、最終処分量の縮減に関する取り組みを継続的に行っていく必要がある。

また、排出抑制がさらに促進されても廃棄物の発生は避けられないため、排出者責任を徹底するとともに、処理業者への指導等により適正処理を確保する必要がある。

- ・ 排出抑制、再生利用、最終処分量の縮減に係る取組の継続的な推進
- ・ 排出事業者、処理業者による適正処理の確保

《上記方向性を踏まえ具体的に考えられる対応》

①産業廃棄物の発生抑制

- ・ 多量排出事業者等における適正処理、排出抑制（減量化）に向けた取り組みの促進
- ・ 排出事業者に対する意識啓発活動等の取り組み

②産業廃棄物の再生利用

- ・ 各種リサイクル法の推進
- ・ 再生処理物の利用拡大の取り組み支援

③産業廃棄物の適正処理の確保

- ・ 産業廃棄物処理基準等の各種規制の遵守の徹底
- ・ 優良事業者の育成、廃棄物処理施設の安定的運営の促進

④有害廃棄物対策

- ・ 「山梨県ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画」に則ったPCB廃棄物処理への取り組み
- ・ アスベスト廃棄物等の適正処理への継続的な取り組み

3. 廃棄物不法投棄の現状と今後の取り組むべき方向性

(1) 廃棄物不法投棄の現状

不法投棄の新規確認量は、各年度でばらつきがあり、増減を繰り返していたが、平成29年度及び平成30年度は2年間連続して、600t以上の投棄量となっている。これは、1件で500t以上の大規模案件が発生したためである。

一方、不法投棄の新規確認箇所数は、直近3カ年で減少傾向にある。しかし、小規模な投棄が増えたことにより、平成26年度と比較すると増加している。

平成30年度の不法投棄を廃棄物の種類別に見ると、新規確認量は大規模案件により、産業廃棄物が多くを占めるが、箇所数は、一般廃棄物が全体の9割を占めている。また、最近では、家庭ゴミ等の小規模な投棄物が増加傾向にある。

	不法投棄新規確認件数			不法投棄新規確認量 (t)		
	合計	一般廃棄物	産業廃棄物	合計	一般廃棄物	産業廃棄物
平成25年度	608	562	46	170	44	126
平成26年度	800	756	44	809	57	752
平成27年度	1,181	1,136	45	261	151	110
平成28年度	1,021	951	70	130	96	33
平成29年度	944	880	64	625	48	577
平成30年度	830	755	75	629	31	598

(2) 廃棄物不法投棄の今後の取り組むべき方向性

不法投棄の新規確認量は、大規模案件に大きく左右される。平成29年度が平成28年度と比較し急激に増加しているのは、大規模案件が発生したためである。不法投棄の新規確認箇所数が大きく減少しないのは、再投棄されることが理由として考えられる。新規確認量及び新規確認件数を減少させるためには、不法投棄のパトロール強化や市町村との連携を強化し、不法投棄を未然に防ぐことが重要となってくる。

- ・不法投棄対策の推進と徹底
市町村や警察との連携を強化し、不法投棄を未然に防止するための対策を推進する必要がある。

《上記方向性を踏まえ具体的に考えられる対応》

- ・不法投棄など廃棄物の不適正処理案件には、速やかに現地調査を実施し、行為者等を早期に特定する。
- ・市町村と連携を強化し、投棄物の速やかな処理を実施する。
- ・不法投棄監視ウィーク(5月下旬～6月上旬)や産業廃棄物処理月間(10月)など、より一層充実した啓発活動を実施する。
- ・看板設置や不法投棄監視中のステッカーを貼付しパトロールすることで、未然防止対策を強化する。